

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の基本税率化）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和3年3月31日に適用期限が到来する石油化学製品製造用の揮発油、灯油及び軽油について、暫定税率を廃止し、関税率法において、基本税率を無税化。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
2710.12 2710.19 2710.20	144	灯油： 政令で定める石油化学製品の 製造に使用するもの	346円 /kl	無税		無税			—	
2710.12 2710.19 2710.20	151	軽油： 政令で定める石油化学製品の 製造に使用するもの	750円 /kl	無税		無税			—	
2710.12 2710.20	181	揮発油： 政令で定める石油化学製品の 製造に使用するもの	934円 /kl	無税		無税			—	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日以降								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>石油化学製品は、原油から精製される揮発油、灯油及び軽油（以下「揮発油等」という。）を原料に作られる。平成18年4月以降、原油（税番2709.00）が基本無税とされたため、輸入原油から国内で精製された揮発油等を用いて石油化学製品を製造する場合には、関税負担はない一方、輸入された揮発油等を用いて石油化学製品を製造する場合には、輸入揮発油等に対して平成18年以降暫定無税化が措置されている。両者は、石油化学製品の製造原料として同様に使用されるものであるが、長年にわたりそれぞれ異なる関税措置が執られ続けている。</p> <p>② 問題点</p> <p>石油化学製品の原料となる揮発油等は原油からの連産品である一方、国内の石油精製量は主にガソリン需要によって決まる。そのため、国内の石油化学製品の需要が、国内で精製された揮発油等で賄うことができない場合には、別途揮発油等を輸入しなければならない。実際、ナフサを例にとれば、国内精製は約4割に過ぎず、輸入が約6割を占めており、前者には関税負担がないものの、後者は暫定無税化という異なる関税措置が執られている。</p> <p>そのため、仮に輸入揮発油等への暫定無税化措置がなくなった場合には、石油化</p>								

	<p>学製品の製造原料の6割部分に対してコスト増が及ぶことになり、川下の生活用品や医療用物資等の幅広い製品についても価格の高騰等を招く可能性がある。</p> <p>また、日本においても設備投資等による国際競争力向上が必要であるところ、我が国における石油化学製品製造用揮発油等の関税無税化措置は、あくまでも1年間の暫定措置であり、各石油化学企業にとって、原料コストの負担を維持できる旨の予見可能性が乏しく、中長期的なかかる設備投資に対するにとって不安阻害要因となっている。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>石油化学産業は、揮発油等を原料にして、自動車部品や電子電機部品、生活用品、医療用物資など国民生活に必要な物資を幅広く生産している。</p> <p>近年、各国において石油化学製品の生産能力の増強に向けた動きが進展しているところ、我が国の石油化学産業は海外との激しい競争に晒されている。我が国の石油化学産業の存立にとっては、石油化学製品の安定供給を維持し、国際競争力を向上していくことが不可欠である。これには事業者の予見可能性を高め中長期的な設備投資等を促進することが必要である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い需要が急増している、マスクの原料となる不織布、消毒や除菌のために不可欠となりつつあるアルコール等も石油化学製品であり、with コロナの時代に不可欠な製品である。その他、自動車や電子電機部品を中心に一部は輸出もされており、その輸出額は約1兆5,080億円（令和元年：財務省「貿易統計」）である。</p> <p>このように、日常生活に欠かせず外貨獲得寄与にも貢献している石油化学製品の原料の大部分が、輸入の揮発油等である。今後ともこれらの石油化学製品を安定的に供給していくためにも、製造原料である国産の揮発油等と輸入の揮発油等で関税上の取扱が異なるという非整合的な状況を是正すべく関税定率法による恒久無税が必要。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和3年4月1日以降</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>輸入の揮発油等の基本税率が無税化されることにより、毎年の増税懸念が払拭され、事業者の将来の予見可能性が向上する。</p> <p>また、仮に、現状の軽減措置がなくなった場合、揮発油の基本税率(934円/KL)、灯油の基本税率(346円/KL)、軽油の基本税率(750円/KL)が各々課されることになり、年間では、約234億円（令和元年度）の追加負担が生じる。こうした原料コストの増加は、幅広い製品への価格転嫁を招く可能性がある。</p> <p>日常生活に欠かせない製品を製造する事業者の予見可能性を向上させ、潜在的な幅広い製品への価格転嫁の懸念を払拭させることで、製品の安定的な供給にも資することになる。</p> <p>（注：負担額については、過去の揮発油輸入実績等を勘案した試算であり、国内プ</p>

	<p>ラントの稼働状況による輸入量の変動や国際市況価格によっては前後する可能性がある。)</p> <p>② 改正によって生じうる影響 平成 18 年以降暫定無税措置を講じており、産業界への悪影響はない。</p> <p>③ 改正の妥当性 同じ石油化学製品の原料でありながら、国産の揮発油等と輸入の揮発油等とで関税措置の扱いが異なる状況を是正するものであり、また、石油化学産業において、上述のような国際競争力の向上を図るために、本要望により改正することが適当。 また、国内製造業者の将来の予見可能性の確保や、生活用品や医療用物資等の日常生活に欠かせない製品への潜在的な価格転嫁を払拭する観点からも関税定率法による恒久無税が適当。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和元年度政策評価書「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 石油化学製品は輸出により外貨獲得に寄与しているが、国内製造業者の将来の予見可能性の向上や国際競争力の確保等の観点からも関税定率法による恒久無税が必要。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和 2 年 5 月 25 日変更）では石油化学製品を原料とする品目の必要性について言及されているところ。 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 （4）医療等 ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。 ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。 （6）その他重要な留意事項 2）物資・資材等の供給</p>

	<p>③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。</p> <p>(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者 以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <p>3. 国民の安定的な生活の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。 <p>①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【租税特別措置法第 89 条の 2】 石油化学製品製造用の揮発油、灯油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税</p> <p>【租税特別措置法第 90 条の 4】 石油化学製品製造用に輸入する揮発油、LPG、原油、灯油、軽油に係る石油石炭税の免税</p> <p>【租税特別措置法第 90 条の 5】 石油化学製品製造用国産揮発油、灯油、軽油に係る石油石炭税の還付</p> <p>【地方税法第 144 条の 6】 エチレン等製造用軽油に係る軽油引取税の免税</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>石油化学製品製造用揮発油等は、昭和 39 年以降、軽減措置が一貫して採られており、平成 18 年度以降は 1 年間の暫定税率として無税が適用され、現在に至るまで当該暫定措置が毎年更新されることで、実質的に継続的な無税となっている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>平成 18 年 4 月以降、軽減措置（無税）が暫定的に継続する中で、原料（石油化学製品製造用揮発油等）の安定的な確保により、国内で石油化学製品の製造が続けられている。</p>